

2015/6/12A

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

障害児通所支援従事者
ファーストステップ研修マニュアル作成
および実施検証に関する研究

平成27年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 宇野 里砂

平成28年（2016年）3月

目 次

I. 総括研究報告

障害児通所支援従事者ファーストステップ研修マニュアル作成 および実施検証に関する研究-----	1
宇野 里砂	

II. 分担研究報告

1. 障害児通所支援従事者ファーストステップ研修マニュアル作成 および実施検証に関する研究-----	3
永井 利三郎	

2. 障害児通所支援従事者ファーストステップ研修マニュアル作成 および実施検証に関する研究-----	4
小野 次朗	

III. 研究成果の刊行に関する一覧表-----	6
--------------------------	---

IV. 研究成果の刊行物・別刷

障害児通所支援従事者ファーストステップ研修マニュアル 一肢体不自由児へのかかわりかた-----	7
--	---

厚生労働科学研究費補助金

(障害者対策総合研究事業 (障害者政策総合研究事業 (身体・知的等障害分野)))

総括研究報告書

障害児通所支援従事者ファーストステップ研修マニュアル作成および実施検証に関する研究

研究代表者： 宇野 里砂（武庫川女子大学）

研究要旨

多層的で充実した障害児通所支援体制を構築すべく施設数が増加しているなか、従事者へのファーストステップ研修制度の確立が早急に求められており、本研究では従事者数や専門職種数が限られている施設に置いても実用的な研修マニュアルを作成することにより、地域における障害児縦横連携支援の一助となることを目指している。

研究分担者：

永井 利三郎

（プール学院大学短期大学部 教授）

小野 次朗

（豊中市立しいの実学園 管理医師）

する、という目標をもつ。本研究1年目には、筆者が実際に実行ってきた研修内容を、対象専門職種別に文章およびスライドにまとめる。実技式の研修が必要な領域では医療的ケア人形等を用いた研修を実践しながらマニュアル作成を行う。

A. 研究目的

障害児通所支援従事者が障害児支援に関して求められる知識や技術・倫理観は多岐にわたり、制度や医療・社会事情の変化にも追従する必要がある。関連専門職種は多種であり、それぞれの役割分担や連携も重要である。筆者は公立の医療型児童発達支援センターで、センター内外の多職種に対し、障害児全般あるいは個別症例に関する医療や制度等の情報提供・指導助言などを行い、自作の模型を使い、職種の専門性や施設業務内容に合わせた指導方法を工夫してきた。障害児の診断・診療と平行して指導を行うには膨大な時間を要するが必要性を強く認識している。本研究は、①各職種が獲得すべき知識・技術を整理し、多専門職種の役割分担を明確にする、②障害児が地域で生活するために地域内に必要な専門職と人数を検討する、③自治体がファーストステップ研修を行う専門職を派遣することで、新規事業所や指導する専門職が配備されていない施設・事業所でも、必要な研修を効率的に実施する方法を検討

B. 研究方法

1. ファーストステップ研修の必要性、研修方法・内容についてのニーズ研究
：肢体不自由児対象の施設を訪問し、また、事業所職員研修会において通所支援従事者との意見交換を行った。
2. 通所支援従事者以外の障害児支援者との意見交換
：学会等を通じて、障害児医療に携わる多職種へ、障害児通所支援事業に関する認識や支援・指導状況について意見交換した。
3. 障害児通所支援に関する学会発表や研究、厚生労働省内の検討会等の報告についての情報収集を分担者とともに行った。
4. 従事経験の短い職員を想定した指導内容確認のためのモデル実習
：ファーストステップ研修を実施しやすい方法を模索し、障害児に関する概論や接する際の留意点、支援の心構えなどを理解しやすくまとめるために、大学生を従事経験の短い初任者モデルとして、摸

食指導・栄養介助指導、医療的ケア説明、障害児保育での介助等の内容確認を行った。

5. ファーストステップ研修マニュアル
(肢体不自由児編) の作成
: 研究1年目の目標である肢体不自由児編マニュアルの作成を行った。

〈倫理面への配慮〉

1. 2. 3. に関しては、通所支援従事者およびそれ以外の障害児支援者に対し、研究の目的・概要とインフォームド・コンセントを十分に説明し同意を得た上で、個人情報を含む記録を残さず、研究成果を得ることに努めた。4. に関しては、研究協力者へ研究目的・概要とインフォームド・コンセントを十分に説明し、同意を得た上で、対象者への不利益・危険性の排除に厳重に配慮し研究を行った。得られた画像情報は個人情報を含まない内容を確認し研究成果を得たのち、全て消去する。

C. 研究結果

障害児に接した経験が全くないか期間の短い新規従業者に対して、専門職種が限定される施設内で、支援方法や技術の伝達が経験的な知識に頼って、かつ、非常に限られた時間で行われており、研修の機会や情報源が強く求められていることがわかった。また、通所支援従事者以外、特に障害児医療に携わる医療職では、障害児通所支援事業の認識が十分でなく、支援従事者への指導の必要性の認識も十分でないことがわかった。従事経験の短い職員を想定して教育学科学生に肢体不自由児への保育および摂食介助指導を行い、指導ポイントを確認し、Power Point ファイル形式でマニュアルを作成した。

D. 考察

障害児通所支援従事者のファーストステップ研修の機会や情報源が強く求められている。就業時間の制約を受けにくく、新規従事者だけでなく全従事者の知識・

技術のアップデートのための受講が可能な自主研修マニュアルシステムの構築が必要と思われる。また、通所支援従事者以外の、障害児医療に携わる医療職等への通所支援事業について情報提供を継続し、従事者への指導の必要性の認識を深め、実用的な連携を進める必要がある。

E. 結果

本研究1年目では肢体不自由児対象のマニュアル作成を行ったが、実際には重複障害児が多いことや障害種別を隔てない施設も少なくないため、障害種別を拡大したマニュアル作成が重要だと思われる。施設間・障害種別間・地域間などで情報の差があり、培われてきた重要事項の集約についても考慮する必要がある。今後の研究継続方針を以下に挙げる。

1. Power Point ファイルで作成したマニュアルに、参照する解説文を付加し冊子化。
2. ファーストステップ研修の必要性と研修システムに関する研究の継続、障害児医療職への情報発信と連携の促進。

F. 健康危険情報

健康に対する危険は認めていない

G. 研究発表

1. 論文発表
投稿準備中
2. 学会発表
・第120回日本小児科学会発表準備

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

- | | |
|-----------|----|
| 1. 特許取得 | なし |
| 2. 実用新案登録 | なし |
| 3. その他 | なし |

厚生労働科学研究費補助金

(障害者対策総合研究事業 (障害者政策総合研究事業 (身体・知的等障害分野)))

分担研究報告書

障害児通所支援従事者ファーストステップ研修マニュアル作成および実施検証に関する研究

研究分担者： 永井 利三郎 (プール学院大学短期大学部)

研究要旨

多層的で充実した障害児通所支援体制を構築すべく施設数が増加しているなか、従事者へのファーストステップ研修制度の確立が早急に求められており、本研究では従事者数や専門職種数が限られている施設に置いても実用的な研修マニュアルを作成することにより、地域における障害児縦横連携支援の一助となることを目指している。

A. 研究目的

従事者数や専門職種数が限られた施設においても、障害児通所支援従事者ファーストステップ研修を実施可能なマニュアルを作成し実施方法を検証する。小児神経科領域の医療職に対し、マニュアル作成に必要な情報を収集することとする。

B. 研究方法

障害児支援に関して、教育、福祉、医療などの様々な分野での取り組みが求められている中、小児神経科医には、中心的な役割を果たすことが求められている。小児神経学の新たな展開をめざして、つながりの中で、子どもを育むために、学会等を通じて小児神経科医療分野への情報収集を行った。

C. 研究結果

障害者の権利に関する条約の批准を受けて、発達障害児だけでなく、肢体不自由児など様々な課題のある子ども達全への支援において、「合理的配慮とは何か」が問われている。しかし、教育分野以外での、障害種別に応じた合理的配慮の内容については、まだ十分な議論が進められていないのが現状である。大阪府で取り組んでいる発達障支援内容等を第57回小児神経学会学術集会等を通じて紹介し、今後、医療分野においても合理的

配慮の積極的な取り組みが進むよう、情報収集を行った。

D. 考察

発達障害児への支援は、早期に開始するほどその子の成長に良い影響が得られることがさまざまな研究で示されており、その早期診断・早期支援は、合理的配慮の中での大きな課題である。てんかんについては、支援職者も含めて、まだまだ十分な情報提供が行われていない現状がある。

E. 結果

さまざまな障害のある子ども達の支援においては、医療従事者と子ども達を取り巻く多種の支援職が理解を深め、つながりを強めていくことが、これらの子ども達の豊かな成長を育んでいく大きな土台になると考える。

G. 研究発表

1. 論文発表
投稿準備中
2. 学会発表
・第120回日本小児科学会発表準備

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

- | | |
|-----------|----|
| 1. 特許取得 | なし |
| 2. 実用新案登録 | なし |
| 3. その他 | なし |

厚生労働科学研究費補助金

(障害者対策総合研究事業 (障害者政策総合研究事業 (身体・知的等障害分野)))

分担研究報告書

障害児通所支援従事者ファーストステップ研修マニュアル作成および実施検証に関する研究

研究分担者： 小野 次朗（豊中市立しいの実学園）

研究要旨

多層的で充実した障害児通所支援体制を構築すべく施設数が増加しているなか、従事者へのファーストステップ研修制度の確立が早急に求められており、本研究では従事者数や専門職種数が限られている施設に置いても実用的な研修マニュアルを作成することにより、地域における障害児縦横連携支援の一助となることを目指している。

A. 研究目的

従事者数や専門職種数が限られた施設においても、障害児通所支援従事者ファーストステップ研修を実施可能なマニュアルを作成し実施方法を検証する。

発達障害の子どもたちに關係する指導者への研修等を通して、マニュアル作成に必要な情報を収集することを目的とする。

B. 研究方法

肢体不自由の子どもたちを対象にした機関で勤務する専門職を対象に「肢体不自由の子どもたちの心理的な面およびいわゆる発達障害」に関する研修会を行い、それに対する受講者の感想を書いていただいた。その結果から、今後必要とされるマニュアル内容の検討を行った。

C. 研究結果

受講者86名中、61名から感想をいただいた。もっとも多かった意見として、肢体不自由にしろ、自閉スペクトラム症やADHDにしろ、まず基本的な知識を得ること・理解することであった（17名）。さらに、知識や理解はあっても、それを整理することができて良かったという意見もあった（5名）。その他、具体的な事例を挙げて説明してもらえたので分かりやすかったという意見もあった（5名）。これらの内容は今後のマニュアル作成に

役立つ可能性がある。そして、科学的なベースに立って子どもをみていくこと、肢体不自由児で表出が困難な場合、子どもの表面的な症状だけにとらわれるのでなく、さまざまなヒントから支援者が考えていく必要性があること、一人ひとりの子どもを丁寧にみていくこと、発達障害が重複して存在しうることなど、が感想として述べられていた。

後半部分の意見の中には、前半部分の知識や理解を行うことにも通じるものも認められた。

D. 考察

発達障害の概念は揺らいでおり、肢体不自由、知的発達症から、自閉スペクトラム症、ADHDなど多岐にわたる。そのような状況で、発達障害のある子どもを扱う指導者は、それぞれの障害の基本的な知識を持つことは必須であり、さらにつの障害にとらわれ過ぎず、合併事例の可能性も念頭に置いて対応する必要性を強調することも重要である。表面的な見た目に左右されずに本質を見抜く力を持つ必要性も大切であろう。

マニュアル作成も重要な作業であるとは考えられるが、その基本には正しい知識と理解が不可欠であると考えられる。そのためには、適切な研修システムの確立も急務であると考えられる。

E. 結論

今回の検討から、肢体不自由や知的発達症を含む発達障害の子どもたちに関する専門職が、基本的知識を持っておく重要性が示唆された。そのためには適切な研修システムの構築が必要であり、その上で簡便なマニュアルを用いて再確認等できる機会になれば意義深いものと考えられる。したがって、マニュアルに掲載する障害の説明などには十分な注意が必要であろう。

G. 研究発表

1. 論文発表

投稿準備中

2. 学会発表

第120回日本小児科学会での発表準備

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
該当なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
該当なし					

障害児通所支援従事者 ファーストステップ研修マニュアル

一肢体不自由児へのかかわりかたー

平成27年度 厚生労働省科学研究費補助金
障害児通所支援従事者ファーストステップ研修マニュアル作成および実施検証に関する研究
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体知的等障害分野））
(H27—身体・知的一般—004)

もくじ

肢体不自由児・重症心身障害児編

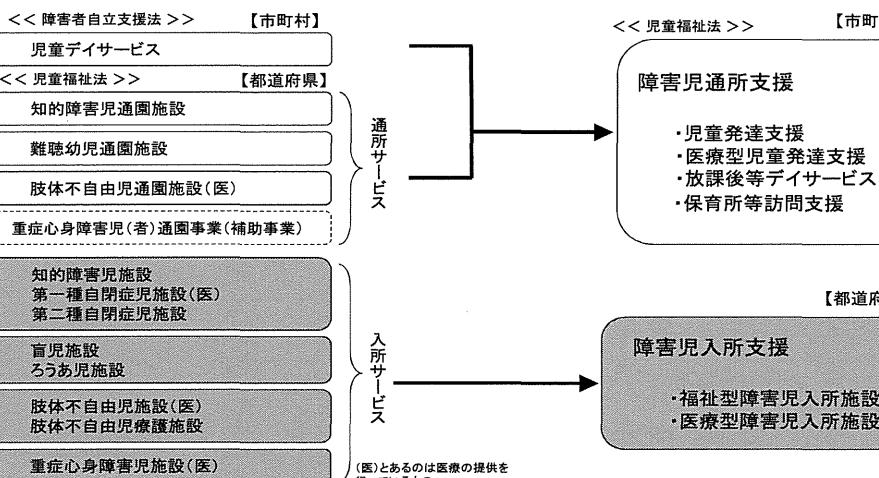
1. はじめに—地域で生活する力につける支援
2. 運動機能障害（肢体不自由）の状態・原因疾患
3. 基本機能の支援
4. 補装具
5. コミュニケーション
6. ペアレントトレーニング
7. 重症心身障害児
8. 医療的ケア・医療器具等留意点
9. 体調不良時の対応
10. 連携・災害時対応

1. はじめに

- ・障害が重度でも軽度でも、生活する上での困難さは、人それぞれである。
- ・障害に依らず、家族、地域の大い人や子ども、学校、医療機関など、生活のなかのいろいろな場面で、良い関わりを持つことは、障害をもつ子ども本人とその家族の、充実した生活を送ることにつながる。地域で生活する力につける。
- ・良い関わりのための相互理解を、より多くの人が持つ社会を目指す。

障害児支援の体系①～平成24年児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化～

- 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた体系(給付)について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



5

厚生労働省 社会保障審議会障害者部会（第70回）資料1-1

障害児支援の体系②～児童発達支援～

○事業の概要

- 日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)
- 事業の担い手
 - ①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)
 - 通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。(地域の中核的な支援施設)
 - ②それ以外の事業所
 - もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う。

○対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○提供するサービス

6

厚生労働省 社会保障審議会障害者部会（第70回）資料1-1

障害児支援の体系③～放課後等デイサービス～

○事業の概要

- 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○利用定員

10人以上

○提供するサービス

7

厚生労働省 社会保障審議会障害者部会（第70回）資料1-1

表Ⅱ-1 放課後等デイサービスと放課後支援諸制度の比較

事業名	放課後等デイサービス	放課後児童クラブ	放課後子ども教室	日中一時支援
法的位置づけ	児童福祉法第6条の2第4項	児童福祉法第6条の3第2項「放課後児童健全育成事業」	放課後子どもプラン推進事業（放課後子ども教室は文部科学省管轄）	障害者総合支援法の第77条「地域生活支援事業」
目的	放課後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う	①放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、②子どもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して、子どもの健全育成を図る	安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする
対象	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児。満20歳に達するまで延長可能。 ※学年制限なし ※保育に欠ける条件なし	保護者の労働等により昼間家庭にいない小学1～3年生の児童、その他健全育成上指導を要する児童（障害児等）	全ての子ども（主に小学生）	障害児を含む障害者
規模	10名以上 ※集団規模、定員上限なし	最大70人まで。集団としては40人程度まで。	小学校区 ※特別支援学校単位も可能	特になし
	特に制限なし	地域事情や保護者の就労時		

厚生労働省H25年度障害者総合福祉法推進事業
「障害児通所支援の今後の在り方に関する調査研究」報告書

図Ⅱ-2 放課後等デイサービスの支援機能

支援の視点	学齢期 → 志春期 → (移行)
本人支援	<ul style="list-style-type: none"> ・療育の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じた個別の支援 ・年齢に応じた遊びや交友関係の支援 ・本人の生活スタイルを見つける
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの周り方に關する専門的な助言 ・預かることで親の安心感に寄り添う（保護者の就労保障） ・療育者から支援者へ移行するための関係性の調整 ・家庭における本人の役割、家族の役割についての整理と調整 ・一人で過ごせるための制度利用や方法の助言
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と学校、事業所間の共通理解を図るために連携 ・障害特性に応じた環境整備や支援方法についての連携 ・障害特性や支援方法を卒後に繋ぐための連携

図Ⅱ-3 ライフステージに沿った発達の特徴

支援の視点	学齢期 → 志春期 → (移行)
発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性（勤勉性）、有能感（得意とするもの）の獲得 ・成功体験の積み増しによる自己肯定感の育成 ・自己理解、他者理解 ・仲間形成 ・自己表現方法の獲得 ・自己コントロール（パニック時など）方法の獲得
ソーシャルスキルの獲得	<ul style="list-style-type: none"> ・小集団における社会性の芽生え ・集団における行動スキルの獲得 ・個別のソーシャルスキルの獲得
余暇支援	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな遊びを見つける ・趣味や嗜好を広げる ・趣味を確立する

厚生労働省H25年度障害者総合福祉法推進事業
「障害児通所支援の今後の在り方に関する調査研究」報告書

放課後等デイサービスガイドライン

1. 総則

- (1) ガイドラインの趣旨
- (2) 放課後等デイサービスの基本的役割
- (3) 放課後等デイサービスの提供に当たっての
 基本的姿勢と基本活動
- (4) 事業所が適切な放課後等デイサービスを
 提供するために必要な組織運営管理

2. 設置者・管理者向けガイドライン

3. 児童発達支援管理責任者向けガイドライン

4. 従業者向けガイドライン

放課後等デイサービスガイドライン

1. 総則

- 子どもの最善の利益の保障
- 共生社会の実現に向けた後方支援
- 保護者支援

- (1) ガイドライ
- (2) 放課後等デイサービスの基本的役割
- (3) 放課後等デイサービスの提供に当たっての
 基本的姿勢と基本活動

(4)

- ①基本的姿勢
- ②基本活動
 - ア 自立支援と日常生活の充実のための活動
 - イ 創作活動
 - ウ 地域交流の機会の提供
 - エ 余暇の提供

放課後等デイサービス自己評価表

「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」及び
「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」について

- 放課後等デイサービスガイドライン（以下「ガイドライン」）は、放課後等デイサービス事業所における自己評価に活用されることを想定して作成されたのですが、各事業所で簡易に自己評価を行うことができるよう、ガイドラインの内容を踏まえた「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」を作成しました。ただし、この自己評価表を活用してより適切に自己評価を行うために、事業所関係者に対しては、ガイドライン本文を熟読することをお薦めします。

厚生労働省 障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会 報告書
2015年4月1日 （一部抜粋）

放課後等デイサービス自己評価表

ステップ1 保護者等による評価

- 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を配布してアンケート調査を行う。保護者等からの回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。

ステップ2 職員による自己評価

- 事業所の職員が「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」を用いて自己評価を行う。その際、「はい」「いいえ」などにチェックするだけでなく、各項目について「課題は何か」「工夫している点は何か」について記入する。

ステップ3 事業所全体による自己評価

- 職員から回収した評価表を集計の上、職員全員で討議し、項目ごとに課題や工夫している点について、認識をすり合わせる。
- 職員間で認識が共有された課題については、改善目標を立てる。討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。
- 討議に際しては、保護者等に対するアンケート調査結果も十分に踏まえ、支援の提供者の認識と保護者等の認識のずれを客観的に分析する。

ステップ4 自己評価結果の公表

- 自己評価結果の公表の仕方については、基本的には「改善目標」や「工夫している点」の主なものについて、できるだけ詳細に発信する（「はい」「いいえ」の数の公表を想定しているものではない）。
- 保護者等のアンケート調査結果は、保護者等にフィードバックする（対外的に公表することまでは前提としない）。

ステップ5 支援の改善

- 立てられた改善目標に沿って、支援を改善していく。

厚生労働省 障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会 報告書
2015年4月1日 （一部抜粋）

放課後等デイサービス自己評価表

事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表

	チェック項目	はい	どちらともいえない	いいえ	改善目標、工夫している点など
環境・体制整備	① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか				
	② 職員の配置数は適切であるか				
	③ 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか				
	④ 業務改善を進めるための PDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか				
	⑤ 保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか				
	⑥ この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか				
	⑦ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか				
	⑧ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか				

厚生労働省 障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会 報告書
2015年4月1日 (一部抜粋)

障害児支援の体系④～保育所等訪問支援～

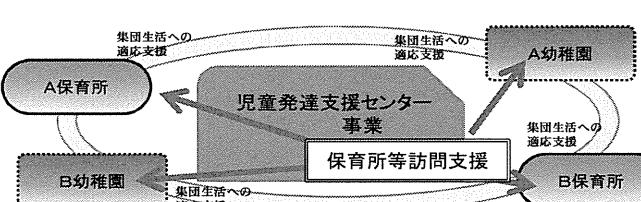
○事業の概要

- 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
*発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



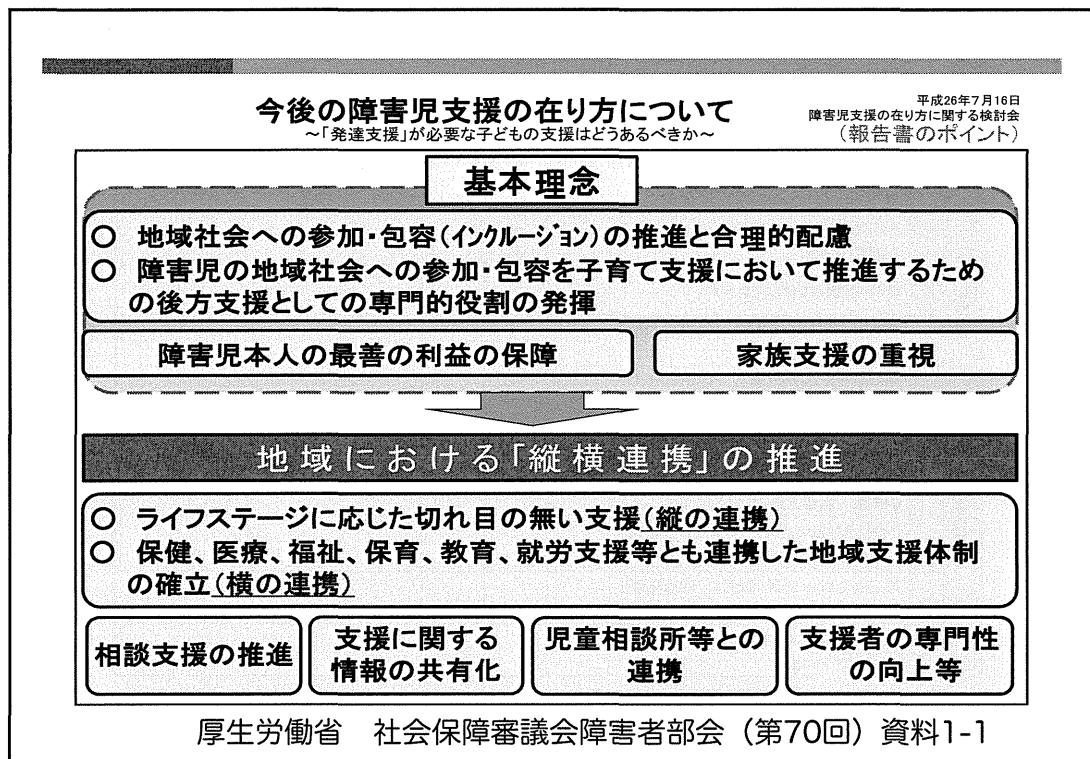
○訪問先の範囲

- 保育所、幼稚園、認定こども園
- 小学校、特別支援学校
- その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
 - (①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等))
 - (②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等))
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

厚生労働省 社会保障審議会障害者部会（第70回）資料1-1



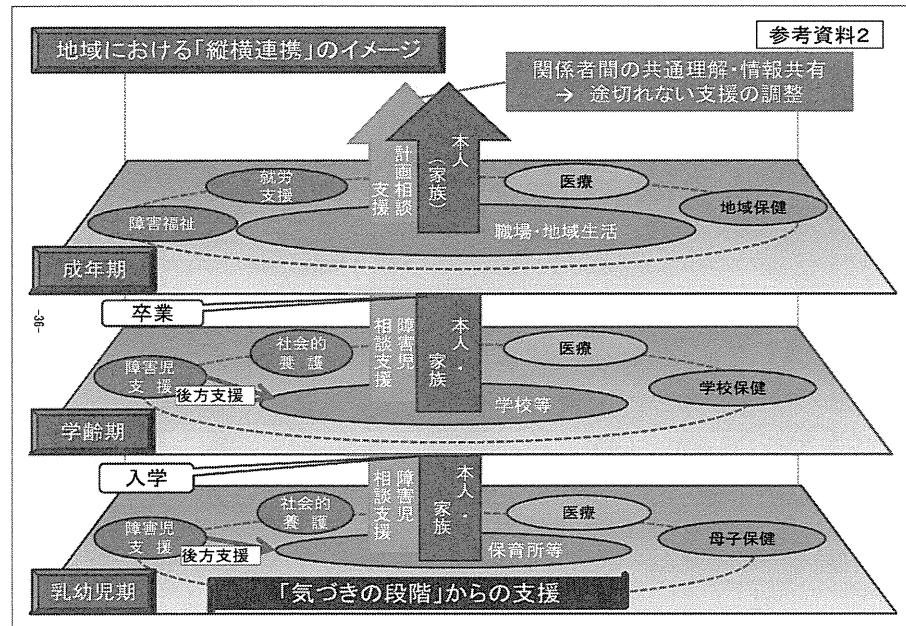
障害児が利用可能な支援の体系

(注)利用者数及び施設・事業所数は平成27年3月現在の国保データ。
※施設系サービスは国保運営委託分のみ(1719市町村のうち、1,707市町村)
入所系サービスは国保運営委託分のみ(69都道府県市のうち、52都道府県市)

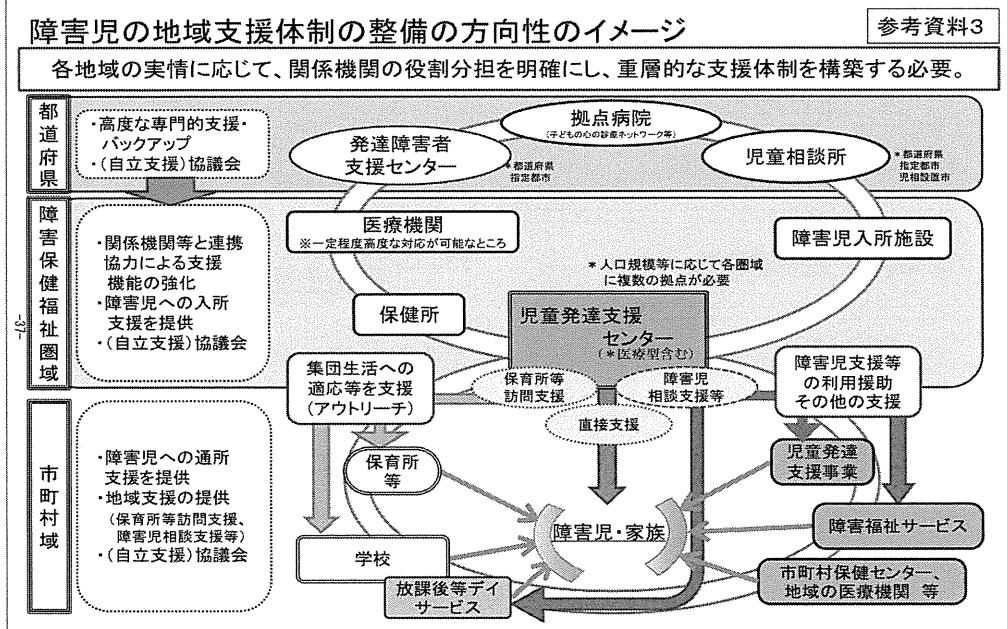
		サービス名	利用児童数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	9,524	18,719
	同行援護	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行なう	163	5,736
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援。外出支援を行なう	2,791	1,439
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行なう	0	9
日中系	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	6,927	3,977
	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	75,011	3,198
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	2,623	101
	放課後等デイサービス	授業の終了直後又は休憩日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	94,978	5,815
障害児通所系	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行なう	1,670	312
	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行なう。	1,844	192
	医療型障害児入所施設	施設に入所者は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。	2,148	186
	計画相談支援	【サービス利用支援】 ・障害児の状況を把握するための訪問調査等の実施 ・利用計画の作成 ・利用計画の実施 ・利用計画の評議会の開催 ・利用計画の変更 ・利用計画の終了 ・利用計画の再開 ・利用計画の廃止 【障害児利用援助】 ・障害児の状況を把握するための訪問調査等の実施 ・利用計画の作成 ・利用計画の実施 ・利用計画の評議会の開催 ・利用計画の変更 ・利用計画の終了 ・利用計画の再開 ・利用計画の廃止 【障害児相談支援】 ・障害児の状況を把握するための訪問調査等の実施 ・利用計画の作成 ・利用計画の実施 ・利用計画の評議会の開催 ・利用計画の変更 ・利用計画の終了 ・利用計画の再開 ・利用計画の廃止	1,159	5,995
障害児入所系	障害児相談支援	【障害児利用支援】 ・障害児の状況を把握するための訪問調査等の実施 ・利用計画の作成 ・利用計画の実施 ・利用計画の評議会の開催 ・利用計画の変更 ・利用計画の終了 ・利用計画の再開 ・利用計画の廃止 【障害児相談支援】 ・障害児の状況を把握するための訪問調査等の実施 ・利用計画の作成 ・利用計画の実施 ・利用計画の評議会の開催 ・利用計画の変更 ・利用計画の終了 ・利用計画の再開 ・利用計画の廃止	26,739	2,513

		利用児童数	施設・事業所数
障害者総合支援法	児童福祉法	9,524	18,719
	163	5,736	
	2,791	1,439	
	0	9	
児童福祉法	児童福祉法	6,927	3,977
	75,011	3,198	
	2,623	101	
	94,978	5,815	
児童福祉法	児童福祉法	1,670	312
	1,844	192	
	2,148	186	
	1,159	5,995	
支援法	支援法	26,739	2,513
	28,739	2,513	

厚生労働省 社会保障審議会障害者部会（第70回）資料1-1



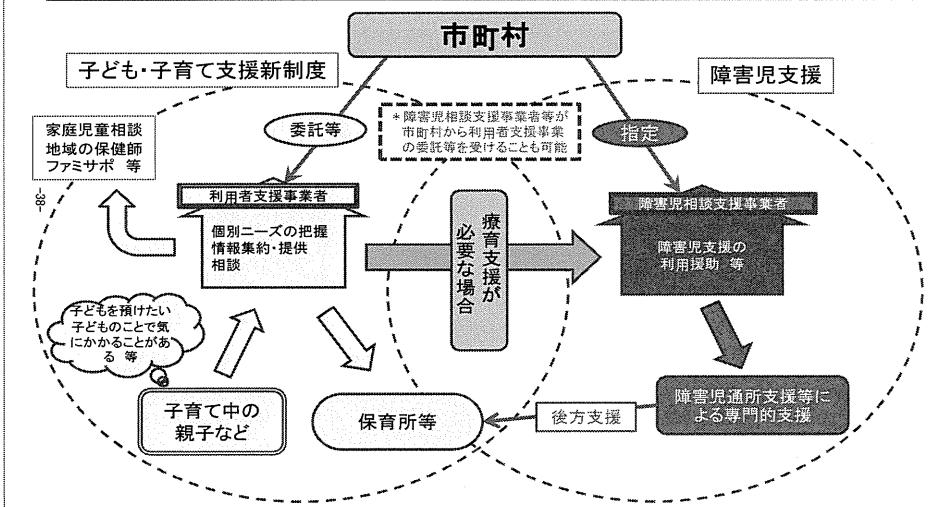
厚生労働省H26年 障害児支援の在り方に関する検討会
「今後の障害児支援の在り方について」報告書



厚生労働省H26年 障害児支援の在り方に関する検討会
「今後の障害児支援の在り方について」報告書

参考資料4

障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」の連携の推進(イメージ)



厚生労働省H26年 障害児支援の在り方に関する検討会
「今後の障害児支援の在り方について」報告書

障害児の社会背景の現状

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ①在宅で生活している障害児数 | 18歳未満人口の1.1%
とくに知的障害児↑ |
| ②障害児通所支援施設 | 利用児童数↑
事業所数↑ |
| ③障害児支援施設数 | 入所施設→
医療型児童発達支援↓ |
| ④放課後等デイサービス事業所数 | 大幅増加 |
| ⑤保育所での障害児受け入れ数 | 微増 |
| ⑥医療的ケア必要児数 | 増加 |

障害児の社会背景の現状

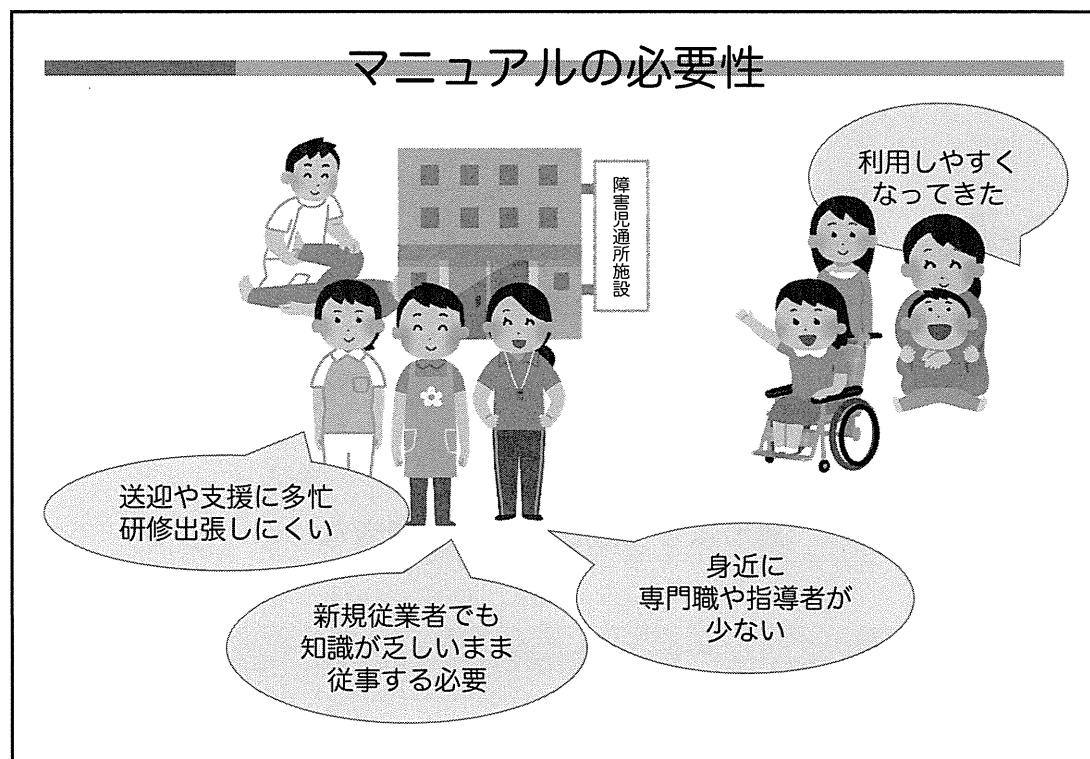
- ①在宅で生活している障害児数↑ 18歳未満人口の1.1%↑ に知的障害児↑
- ②障害児通所支援施設数↑ 児童数↑ 事業所数↑
- ③障害児支援施設数↑ 入所施設→ とくに 医療型児童発達支援↓
- ④放課後等デイサービス数↑ 増加
- ⑤保育所での障害児受け入れ数↑ 微増
- ⑥医療的ケア必要児数↑ とくに
・医療的ケア児
・知的障害児
について後方支援！

在宅児支援！

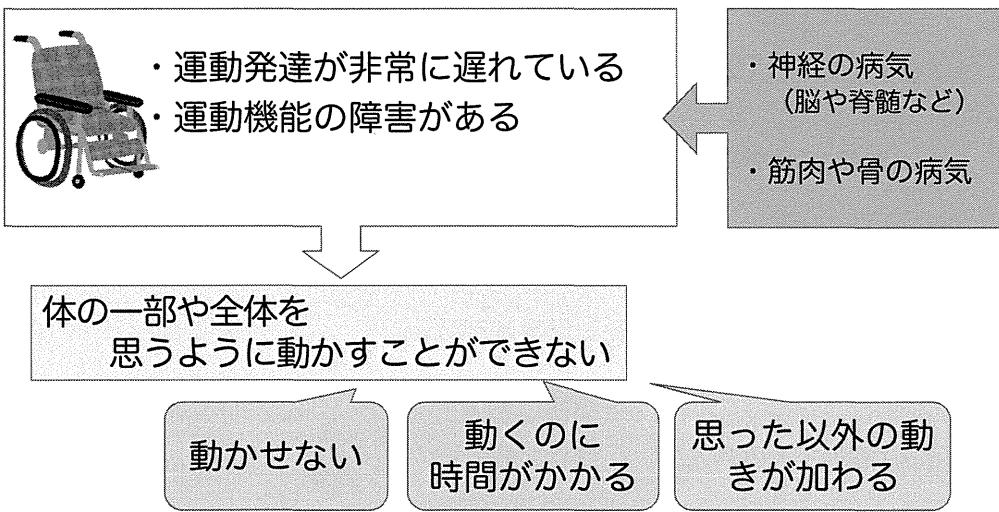
- とくに
・利用児数多い
・新規事業所数多い
・新規従業者数多い
・専門職少ない

施設を後方支援！

微増



2. 運動機能障害（肢体不自由）の状態・原因疾患



2. 運動機能障害（肢体不自由）の状態・原因疾患

